

| 項目 | 育児休業規程 (短時間勤務等の便宜の供与) | 教員等の <u>育児・介護に伴う勤務に係る</u> 特例措置に関する規程 20240401 改正 |
|---------|---|---|
| 対象者 | 教職員 | 教員（診療における短時間） |
| 要件 | <p>< 育児短時間勤務 > 3歳未満の子を養育するもの</p> <p>< 育児時間 > 1歳に満たない子を養育する女子教職員</p> | <p>以下を満たし、育児・介護要件を満たす者</p> <p>○助教（任期付含む）以上の資格を有する者及び附属病院診療助手規定に定める診療助手</p> <p>< 育児 > 小学校3年生までの子と同居かつ養育する者（同居かつ養育する者）</p> <p>< 介護 > 要介護状態である家族（配偶者・父母・子・配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹・孫）を介護する者</p> |
| 勤務時間 | <p>< 育児短時間勤務 > 1日6時間、週5日勤務 (土曜2回程度/月) (例:9:00~16:00) 休憩1h除く</p> <p>< 育児時間 > 1日2回、各30分取得可能 (1回にまとめて1時間の取得可能) ※労働時間が4時間以内の場合は 1日1回30分</p> | <p>【通常勤務者】 所定労働時間 平日6時間以上</p> <p>【裁量労働制適用者】 通常の教員の1日又は1週の所定勤務時間及び1ヶ月の所定勤務日数の4分の3</p> <p>【フレックスタイム制適用者】 教職員勤務規則に定める所定労働時間の4分の3</p> |
| 取得期間と回数 | <p>< 育児短時間勤務 > 子が3歳に達するまでの間で、教職員が申し出た期間</p> <p>< 育児時間 > 子が1歳に達するまでの間で、教職員が申し出た期間</p> | <p>< 育児 > 適用希望日から子が小学校3年生の学年末まで</p> <p>< 介護 > 申し出た期間 要介護状態にある旨記載のある診断書または、要介護2以上の介護保険被保険者証の写し</p> |
| 手続き | <p>○所属長へ申し出て、所定様式にて申請</p> <p>○勤務時間については、勤務地の所属部署と適宜調整</p> | <p>○講座代表（分野責任者）へ申し出て、所定様式にて申請</p> <p>○勤務時間については、勤務地の病院長と適宜調整</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| 申し出 | 「育児短時間勤務申出書」に、希望する適用期間を記入し、人事課へ提出 | 「短時間勤務（育児・介護に係る特例措置）適用申請書」に、適用期間を記入し、人事課へ提出 |
| 待遇 | <p>○給与 通常勤務時の給与から取得時間に時間給を乗じたものを控除</p> <p>○通勤 支給する</p> <p>○賞与 通常勤務と同様とする</p> <p>○定期昇給 通常勤務と同様とする</p> <p>○退職金 通常勤務と同様とする</p> <p>○休日、宿日直勤務はあり。</p> <p>ただし、当直については、「育児のための深夜業の制限」により、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する理由で本人からの申し出があれば、業務に支障がある場合を除き、当直をさせることはない。（申出期間：1回につき1か月以上6か月以内の範囲）</p> | <p>【通常勤務者】 通常勤務時の給与から取得時間に時間給を乗じたものを控除</p> <p>【裁量労働制適用者】 通常勤務時の給与及び教員としての諸手当の額に4分の3を乗じた額を支給</p> <p>【フレックスタイム制適用者】 通常勤務時の給与から取得時間に時間給を乗じたものを控除</p> <p>○通勤 支給する</p> <p>○賞与 通常勤務の4分の3支給</p> <p>○定期昇給 通常勤務と同様とする</p> <p>○退職金 当該期間の4分の3を勤続期間に算定</p> <p>○休日、宿日直勤務はなし。</p> |
| その他 | ○兼業 当該規程の教員の特例を適用する（申請があれば兼業は許可） | ○兼業 当該規程の教員の特例を適用する（申請があれば兼業は許可） |

2024.4.1